

一わってあり?

まんが
知って役立つ
労働法

Q&A



厚生労働省

はじめに

労働法を知っていますか？

みなさんが生きがい・やりがいをもって働くことができるよう、働く人を守るための法律です。働き始める前やアルバイトをするときには、働くルールである労働法を知っておくことが大切です。このハンドブックでは、最低限知っておいてほしいルールを紹介しています。

これらのルールを頭に入れ、働く際には、働く条件をよく確認した上で、働きましょう。



何か困ったことがあったときは、裏表紙の相談窓口などに連絡しよう

上司など職場の人としっかりコミュニケーションをとって働くことも大切よ



※労働法のことをもう少し詳しく知りたい人は、「**知って役立つ労働法**」(厚生労働省ホームページ掲載)を読んでみましょう。「**知って役立つ労働法**」についてはこちらで読めます。

 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/



もくじ

第1章 働き始める前に知っておきたいこと 3

第2章 働くときのルール 11

第3章 仕事を辞めさせられるとき、辞めるとき 31

《資料》働く人のための相談窓口 裏表紙

▶ 「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q & A」についてはこちらでも読めます。

 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>



第1章

働き始める前に 知っておきたいこと

Q1 求人内容 4

「求人広告」にいい条件がたくさん書いてあるけど
そのまま信用して大丈夫？

Q2 労働契約（就業規則） 6

面接で即採用、「給料は働きぶりを見て決める」って
言われたけど、こわってあり？

Q3 内定取消 8

入社日の直前になって会社の業績悪化を理由に
内定取消……こわってあり？

コラム 10

Q1

「求人広告」にいい条件がたくさん書いてあるけどそのまま信用して大丈夫？



A

自分の働く条件は、労働契約を結ぶ前に
しっかり確認しましょう。

一般に、求人広告などに掲載されている条件には、幅があります

【求人広告例】

〇〇商事(株)正社員(営業事務)募集

仕事内容 営業、事務(未経験可)
 給料 月15万円~18万円 → Q4「賃金」(P12) 参照
 ※能力、業績に応じて昇給あり → Q5「賃金(労働条件の変更)」(P14) 参照
 契約期間 期間の定めなし(試用期間3か月)
 就業場所 本社(〇〇県〇〇市……)
 資格 要普通免許
 時間 9:00~18:00
 休日 土曜、日曜、祝祭日、年末年始、GWほか
 そのほか 交通費支給(上限あり)、各種保険あり → Q9「社会保険・労働保険」(P22) 参照

具体的に
どんな仕事で
給料は
いくら
なんだ？



休日や交通費は
具体的に
知りたいな

履歴書、職務経歴書(書式自由)を〇年〇月〇日までにご郵送ください。
 追って面接日をご連絡致します。
 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市 ……
 問い合わせ先……………(担当〇〇)

具体的にどんな条件で働くのか、会社にしっかり確認してから、
労働契約を結びましょう！

(労働契約法第4条)

労働契約とは

働く人と雇う側(会社)との間で、働く際の条件(契約内容)について、お互いが納得した上で、「働きます」「雇います」と交わす約束を「労働契約」といいます。

働きます！



働く人=労働者

労働条件を提示

労働契約成立

労働条件に同意



雇う側=会社

雇います

※条件については、働く人と会社の合意で決めるのが基本ですが、低い給料(賃金)や長い残業時間などとても悪い条件になってしまうことがないよう、労働法でルールを決めています。

参考 男女がいきいきと働くために

会社は募集や採用について、性別に関係なく、均等な機会を与えなければならぬと決められています。
賃金に性別で差をつけることも禁止されています。



詳しくは

男女雇用機会均等法のあらまし

検索

労働基準法に関するQ&A

検索

Q2

面接で即採用、「給料は働きぶりを見て決める」って言われたけど、これってあり？



A

ダメです!働く際(労働契約を結ぶ際)に会社は労働条件をはっきり示さなくてはなりません。

働く際(労働契約を結ぶ際)に、
自分が働く場合の条件をきちんと確認しましょう!

※会社は、求人広告から、労働契約の内容を安易に変更することはできません。求人広告の内容と異なる点がないかについても、改めて確認しましょう。

- ✓ いつからいつまで働くのか(雇用期間) ▶ Q10「就業形態による違い」(P24)参照
※期間の定めがない場合もあります。
- ✓ 雇用期間が決まっている場合は更新の基準
- ✓ どこでどんな仕事をするのか(勤務地や業務内容)
- ✓ 勤務時間や休憩時間、休日など
- ✓ 給料はどのように支払われるのか(給料額の計算方法、支払の時期)
- ✓ 辞めるときの決まり(退職や解雇)

どんな条件か
自分で会社に
確認しよう!



この6項目について会社は労働者に原則として書面にて交付しなければならないと労働基準法(第15条)で決められています。

参考「就業規則」とは

必ずチェック
しよう!

賃金、労働時間、職場の規律などについて、労働者の意見を聞いた上で会社が定めるルールです。内容が合理的であり、労働者に周知されている場合は、労働者はそれに従う義務があります。

就業規則は
掲示されるなど
みんなが
確認できるように
なっているから
会社で確認しよう!



Q3

入社日の直前になって会社の業績悪化を理由に内定取消……これってあり？



A

内定＝労働契約成立と認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ内定取消は無効です。

「採用内定」により、労働契約がすでに成立していると認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ、契約の解約＝解雇は無効です。
(労働契約法第16条)

→内定取消は、会社の業績悪化を理由とするものであっても、無効となることがあります。

裁判では、次のような場合に、労働契約がすでに成立していると認められた例があります。



次のような場合、内定取消が正当と判断されることもあります!

- ◆ 学校を卒業できなかった
- ◆ 必要な免許や資格が取れなかった
- ◆ 健康状態が悪化して働くことが難しくなった
- ◆ 履歴書に事実と違うことが記載されていた

参考 「内定取消」を告げられたら……

お近くの総合労働相談コーナー（都道府県労働局雇用環境・均等部(室)や労働基準監督署に設置。詳しくはP15を参照）やハローワークにご相談ください。
ハローワークで内定取消について相談した結果、内定取消の撤回に至った事例もあります。



就職が決まらないときは……
ハローワークに相談しよう!

各地のハローワークのほか、学生や卒業後未就職の方を支援する専門のハローワークも全国にあります!

- 全国各地の求人情報
(仕事や企業の情報)
- 仕事探しに関する相談
- 就職フェアや各種セミナーを開催

まずは
行ってみよう!



詳しくは

新卒応援ハローワーク

検索

労働組合とは

労働組合とは、働く人が自分たちの権利を守り、労働条件の維持改善を行うために自主的に作る団体です。一人では解決が難しい問題も、仲間と一緒に取り組むことで解決できる場合もあります。みなさんが集団で会社と対等な立場で交渉できるよう、憲法でも「労働三権」を保障しています(憲法第28条)。

- ① 労働者が労働組合を結成する権利(団結権)
- ② 労働者が使用者(会社)と団体交渉する権利(団体交渉権)
- ③ 労働者が要求を実現するために団体で行動する権利(団体行動権(争議権))

この権利を具体的に保障するため、労働組合法が定められています。

採用面接などで
「家族」や「出身地」の
ことなど聞かれていませんか?

ハローワークでは、公正な採用選考が行われるために、会社に対して、仕事をする上で必要な適性や能力だけを採用基準とするよう周知・啓発をしています。ポイントは以下の2点です。

- ① 応募者に広く門戸を開く
- ② 本人のもつ適性・能力のみを基準にして選考する

詳しくは [公正採用選考特設サイト](https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp) <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp> をチェック!